

令和 7 年 12 月 8 日

関係各位

東京都都市整備局市街地建築部長  
(公印省略)

## 「構造体強度補正值の適用期間の見直しについて(通知)」について（補足）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、東京都の建築行政につきまして、格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「構造体強度補正值の適用期間の見直しについて(通知)（令和 7 年 12 月 1 日付 7 都市建企第 943 号）」で、新たな標準期間を示したところですが、その運用について下記のとおり補足します。

## 記

「構造体強度補正值の適用期間について(資料)」の「第 2 都内における標準的な適用期間」で、都内における標準的な適用期間を同資料の表 1・1 から表 1・7 までに示している。また、同資料の「第 1 建築工事における構造体強度補正值について」では「建築物に構造体コンクリートを用いる場合、コンクリートの強度試験方法、調合、適用する構造体強度補正值の基準(告示第 1102 号や JASS5 等) 及び養生方法等を設計図書に明記し、この設計図書等に基づき適切に施工されたい。」としている。

このことから、建築物の施工、審査・検査にあたって、本件の施行と同時に廃止した「構造体強度補正值の適用期間の見直しについて(通知)（平成 28 年 12 月 9 日付 28 都市建企第 764 号）」で示されている標準期間をすでに設計図書に明記している場合、東京都建築基準法施行細則第 14 条等に基づく建築工事施工計画報告書を提出している場合等は、新しい標準期間に合わせる必要はない。

以上

連絡先 東京都都市整備局市街地建築部

建築企画課 建築担当

TEL 03-5388-3343